

令和5年12月6日
海事局安全政策課

商船三井クルーズ株式会社に対する是正命令を発出しました

国土交通省関東運輸局が、商船三井クルーズ株式会社及び同社所有の「にっぽん丸」に対して船員法第107条の規定に基づく立入検査を実施したところ、労働時間の上限超過や労働時間の記録の組織的な改ざんなど、船員法に違反する複数の事実が判明いたしました。

このため、関東運輸局長が同社に対して令和5年12月6日付けで船員法第101条第1項の規定に基づき、是正命令を発出しましたのでお知らせいたします。

(参考)

1. 事業者の概要

事業者名 商船三井クルーズ株式会社
東京都港区虎ノ門1-1-18
代表者 代表取締役社長執行役員 上野 友督

2. 詳細は、関東運輸局プレスリリース(別添)参照

<問い合わせ先>

国土交通省海事局安全政策課 植村、鈴木、長岡

TEL 03-5253-8111 (代表)

(内線 43553、43551)

03-5253-8631 (直通)



令和5年12月6日

関東運輸局

商船三井クルーズ株式会社に対する是正命令を発出しました ～ 船員法第101条第1項に基づく行政処分～

令和5年8月28日及び同年9月18日に商船三井クルーズ株式会社が所有する外航クルーズ船「にっぽん丸」に対して、同年10月20日には、商船三井クルーズ株式会社の本社事務所に対して、船員法第107条に基づく立入検査を実施したところ、労働時間の上限超過や労働時間の記録の組織的な改ざんなど、船員法に違反する複数の事実が判明いたしました。

その結果を受け、早期に是正を促すべく、関東運輸局長が同社に対して、本日、船員法第101条第1項の規定に基づく是正命令を発出しましたので、お知らせいたします。

今後、事業者において早期に是正が図られるよう、引き続き、厳格に指導監督を行ってまいります。

1. 発出年月日

令和5年12月6日(水)

2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置等

事業者の名称：商船三井クルーズ株式会社

主たる事務所の位置：東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル11階

代表者名：代表取締役 社長執行役員 上野 友督

所有船舶：にっぽん丸（外航クルーズ船）

3. 是正命令の内容

- ① 労働時間の上限を遵守すること。
- ② 労務管理記録簿、報酬支払簿及び給与その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面について、虚偽記載を行わないこと。
- ③ 労務管理記録簿の虚偽記載の経緯を含めた全容を明らかにするための社内調査を実施すること。
- ④ 法令遵守のための改善策を講じること。
- ⑤ 命令の日から14日以内に調査結果及び改善策を報告すること

4. 法令違反の概要

- ① 労働時間の上限(1日14時間及び週72時間)を超えて、船員を労働させていたこと。
(船員法第65条の2第3項違反)
- ② 次の法定書類を改ざんしていたこと。
 - ・労務管理記録簿
 - ・報酬支払簿
 - ・給与支払明細書等(給与その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面)(船員法第131条第2号、第131条第5号違反)
- ③ 立入検査において虚偽の記載をした(改ざんされた)労務管理記録簿を提出し、虚偽の陳述を行ったこと。
(船員法第133条第2項第5号違反)

【問い合わせ先】

関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官 秋山、土屋
TEL:045-211-7230 FAX:045-201-8794

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙